第四百七十条第一項中第八号及び第九号を次のように改める。

八　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課（相続、遺贈若しくは贈与に因り財産を取得した個人及び譲渡所得等を有する個人に係る当該財産及び当該譲渡所得等の基因となる資産に関するものに限る。）に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）の指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること。

九　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課（相続、遺贈若しくは贈与に因り財産を取得した個人及び譲渡所得等を有する個人に係る当該財産及び当該譲渡所得等の基因となる資産に関するものに限る。）に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）で、国税局長が資産課税課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

第四百七十二条第一項第五号中「調査（法人及び源泉徴収義務者に関するものに限る。）」を「外国の租税の賦課（法人及び源泉徴収義務者に関するものに限る。）に関する調査及び文書の送達」に改め、同項第六号中「調査（法人及び源泉徴収義務者に関するものに限り、」を「外国の租税の賦課（法人及び源泉徴収義務者に関するものに限る。）に関する調査（」に改める。

第四百七十四条第四号及び第五号中「行う調査」を「行う外国の租税の賦課に関する調査」に改める。

第四百七十七条の二第二項中「東京国税局」の下に「及び大阪国税局」を加え、同条第三項を削る。

第四百八十五条第一項中「三千六十五人」を「三千百六十四人」に改める。

第四百八十六条第一項中「二百五十六人」を「二百六十一人」に改める。

第四百八十七条第三項の表東京国税局の項統括国税徴収官の欄中「九人」を「十人」に改め、同表合計の項中「四十一人」を「四十二人」に改める。

第四百八十九条第一項第一号及び第三号中「及び納税の猶予」を「、納税の猶予及び徴収の共助の要請による徴収」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収に関すること（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）。

第四百九十一条第一項第一号中「及び納税の猶予」を「、納税の猶予及び徴収の共助の要請による徴収」に改め、同項に次の一号を加える。

五　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収に関する事務のうち、滞納処分及び徴収の猶予に関するものの管理に関すること。

第四百九十一条第二項第一号中「及び第二号」を「、第二号及び第五号」に改め、同条第三項第二号ロ中「滞納処分」を「滞納処分及び」に、「納付の猶予及び」を「納付の猶予並びに」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収に関する事務のうち、滞納処分及び徴収の猶予並びに会社更生法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律に基づく更生事件に関する事務（以下第四百九十五条、第四百九十八条、第五百三十五条及び第五百四十二条において「外国の租税に関する滞納処分等の事務」という。）

第四百九十二条第五号中「第二号」の下に「、第四号」を加え、同号を同条第七号とし、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収に関する不服申立てに関すること。

四　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収に関する訴訟に関すること。

第四百九十四条第一号イ中「及び納税の猶予」を「、納税の猶予及び徴収の共助の要請による徴収」に改め、同号ハ中「第七号」を「第八号」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収に関する事務のうち次に掲げる事務

イ　調査に関する事務（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。以下第四百九十五条、第四百九十八条、第五百三十五条及び第五百四十二条において同じ。）に関すること。

ロ　滞納処分の執行及び徴収の猶予に関すること。

ハ　ロに掲げる事務に係る不服申立てに関すること。

ニ　会社更生法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律に基づく更生事件に関すること。

第四百九十五条中「引継ぎに係る滞納処分等の事務及び保険料等に係る滞納処分等の」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　引継ぎに係る滞納処分等の事務

二　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収に関する事務のうち、調査に関する事務及び外国の租税に関する滞納処分等の事務

三　保険料等に係る滞納処分等の事務

第四百九十六条第二項中「及び第五号」を「、第六号及び第七号」に改める。

第四百九十七条第一項中「四百七十六人」を「四百七十五人」に改め、同条第二項第二号中「及び第八号」を「、第七号及び第九号」に改める。

第四百九十八条第一項中「九百五十一人」を「九百九十八人」に改め、同条第二項中「引継ぎに係る滞納処分等の事務及び保険料等に係る滞納処分等の事務並びに第四百八十九条第一項第五号、同条第二項及び第四百九十条各号」を「次」に改め、同項に次の各号を加える。

一　引継ぎに係る滞納処分等の事務

二　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収に関する事務のうち、調査に関する事務及び外国の租税に関する滞納処分等の事務

三　保険料等に係る滞納処分等の事務

四　第四百八十九条第一項第五号及び同条第二項に掲げる事務

五　第四百九十条各号に掲げる事務

第四百九十九条第一項の表名古屋国税局の項中「国際調査課」を「国際調査課　国際情報課」に改め、同表大阪国税局の項中「査察総括第二課」を「査察総括第二課　査察広域課」に改め、同条第二項の表名古屋国税局の項中「六人」を「五人」に改め、同表大阪国税局の項中「五人」を「四人」に改め、同表合計の項中「六十五人」を「六十四人」に、「三十一人」を「三十人」に改める。

第五百条第三項第一号中「国際調査課」の下に「、国際情報課」を加える。

第五百条の二中「国際調査課及び」を「国際調査課、国際情報課及び」に改める。

第五百三条中「国際情報第二課」の下に「、名古屋国税局にあっては、国際情報課」を加える。

第五百四条の見出し中「国際情報第一課」を「国際情報課、国際情報第一課」に改め、同条第一項中「国際情報第一課」を「国際情報課及び国際情報第一課」に、「国際情報第二課」を「東京国税局及び大阪国税局にあっては、国際情報第二課」に改める。

第五百七条第一項第二号中「東京国税局」の下に「及び大阪国税局」を加え、「、大阪国税局にあっては、査察開発課及び査察国際課」を削る。

第五百八条第一項中「東京国税局」の下に「及び大阪国税局」を加え、「、大阪国税局にあっては、査察管理課、資料情報課、査察開発課及び査察国際課」を削り、同条第三項中「査察総括第一課、資料情報課」を「査察総括第一課、査察広域課、資料情報課」に改める。

第五百九条中「東京国税局」の下に「及び大阪国税局」を加え、「、大阪国税局にあっては、査察管理課、査察開発課及び査察国際課」を削る。

第五百十三条及び第五百十四条中「国際調査課及び」を「国際調査課、国際情報課及び」に改める。

第五百十六条第一項中「資料情報課、査察開発課」を「査察広域課、資料情報課、査察開発課」に改める。